

# 相続と後見制度の関連性

相続放棄を中心に

# I 相続放棄と空き家問題の関連性

## 1) そもそも相続放棄とは

### ① 我が国の相続法と海外の相続法

我が国の相続法は包括承継主義を採用している。（対概念：管理清算主義）  
その結果、被相続人の遺産（財産・負債）を全て承継するか（承認）、全て放棄するか（相続放棄）の選択を行う。（例外：限定承認）

### ② 相続放棄制度の概要

相続人が、相続開始による包括承継の効果を全面的に拒否する意思表示。当該相続においてははじめから相続人とならなかったものとみなされる。（民939）

熟慮期間は「自己のために相続の開始があったことを知った時」から3ヶ月以内。（伸長可能）

※必ず被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所への申し立てが必要。

# Ⅰ 相続放棄と空き家問題の関連性

## ③ 相続放棄の動機

負債が多い、他の相続人に遺産をまとめる、被相続人と生前付き合いがなかったことで遺産の内訳が心配、相続したくない遺産（一定の価値のある財産であっても）がある等が挙げられる。→空家問題との関連性

# I 相続放棄と空き家問題の関連性

## 2) 事例紹介

① 死亡の事実を知ってから3ヶ月が経過しているケース

Aさんの父Xが亡くなり、3年が経過してから、父Xの債権者から相続放棄に関する照会の通知が到達した。Aさんとしては相続放棄をしたい。

### 【論点】

Aさんが父Xの死亡の事実を知ったのは3年前である。そのため、通常にいう熟慮期間をすでに徒過している。この状態から相続放棄の申述は認められるか。

→本件では相続放棄の申述は受理された。

理由① 父Xは一切の財産を残さなかったため、Aさんは父Xの死亡の際に何らの財産をも相続していなかった。

理由② 父Xと母Yは離婚をしており、Aさんと父Xは没交渉であった。そのため、Xに負債があるかどうかの情報を得ていなかった。

# I 相続放棄と空き家問題の関連性

- ② 曾祖父の相続を放棄して、父の相続については単純承認をしたケース  
Aさんの祖父Yは77年前に空襲で死亡し、曾祖父Xは58年前に死亡している。父Zは3年前に死亡した。Aさんはすでに父Zについての相続を単純承認していて、財産を相続している。今般地籍調査協会から曾祖父X名義の不動産の相続人に対し立会の依頼の通知が届いた。曾祖父X名義の不動産を相続したくないので相続放棄をしたい。

【論点】 父Zについて単純承認をしている状況下で、曾祖父Xの相続放棄の申述は認められるか。

→本件では相続放棄の申述が受理された。

理由 父Zは、戦後曾祖父Xらの家系と没交渉であった。そのため、曾祖父Xの死亡の事実を知ることなく死亡した。そのため、相続人であるAさんらが曾祖父Xの死亡の事実を知った時を熟慮期間の起算点とできるから。

# I 相続放棄と空き家問題の関連性

## ③ 相続放棄を2回行ったケース

Aさんの父Yが死亡した。父Yには負債があるため、Aさんは相続放棄をしたいと考え、相続放棄の申述を家庭裁判所に対して行った。Aさんの申述が受理される直前、Aさんの祖母Xが死亡した。

**【論点】** 本件においてAさんは何度相続放棄の申述をすればよいか。  
祖母Xについては財産を承継したい場合、どのようにすればよいか。

**【解説】** 本件ではまずAさんはすでに行った父Yについての相続放棄に加え、祖母Xの承継人として父Yについてもう一度相続放棄を行う必要がある。Aさんは祖母Xの代襲相続人でもあるため、祖母Xについて相続放棄をするという方法も考えられる。しかし、その方法では祖母Xの財産をも相続放棄することとなる。

# I 相続放棄と空き家問題の関連性

【解説】 祖母Xの死亡後にAさんの最初の相続放棄の申述が受理されていることから、祖母Xは、先順位の相続人（Aさん）の相続放棄が受理された事実（＝自分がYの相続人となった事実）を知ることなく死亡している。そのため、祖母XのYの相続に関する熟慮期間の起算点は、Aさんが自分がした最初の相続放棄の申述が受理されたことを知った日からとなる。

# I 相続放棄と空き家問題の関連性

## ④ 遺産分割後相続登記が放置されていたため相続放棄をしたケース

Aさんの父Xは不動産を所有していた。父Xの死亡当時、一切の遺産をAさんの兄Yが相続するという合意があったが、遺産分割協議書は作成されず、登記も父X名義のまま放置されていた。

【論点】 父Xの死亡当時遺産の存在を認識していた場合でも今日に至って相続放棄が可能か。

→本件では相続放棄の申述は受理された。

理由 Aさんにおいてはあくまで自分が相続する遺産はないものと信じており、そう信じたことについて相当な理由があった

※本件は判例等に完全に適合するような事実状態ではなかったが、上申書を作成し、経緯を細かに説明したことで受理された

# Ⅰ 相続放棄と空き家問題の関連性

## 3) 相続放棄のポイント

### ① 通常の熟慮期間内かどうか

もし通常の熟慮期間で計算してそれを過ぎてしまっている場合、専門家への相談が必要。特に、相続放棄に精通している専門家を選ぶ必要がある。あまり詳しくない方に相談すると門前払いを受ける可能性がある。

### ② 単純承認に該当する事由がないかどうか

法定単純承認事由があった場合、仮に通常の熟慮期間内に申立を行ったとしても受理されない可能性がある。このような場合には自分一人で申立を行うことは危険。

### ③ 相続放棄をすると、後日積極財産が発見されても相続できなくなる

一度相続放棄が受理されてしまうと、それ以後に積極財産が発見されても相続できなくなる。それを理解した上で申し立てるかどうかが判断すべき。

# Ⅰ 相続放棄と空き家問題の関連性

## 【まとめ】

① 全ての相続において、相続すること（単純承認）がいいとは言えない背景がある。負債があったり、相続したくない財産があったりと多種多様な背景があるから。しかし、相続人全員が相続放棄をしてしまうなど、結果的に空き家問題や所有者不明土地問題の原因の一つとなってしまうことも事実である。相続放棄を全ての相続人が完了した後、相続財産管理人を選任し、国庫に帰属させるところまで行うケースは少数である。相続財産の中に流動資産が少ない場合、予納金という金銭（数十万円から百万円程度）を相続財産管理人の選任申し立てを行った人が裁判所に納めなければならない、制度利用のハードルが高いから。

# 1 相続放棄と空き家問題の関連性

## 【まとめ】

- ②空家ではなく、土地については、相続土地国庫帰属制度がスタートする。2023年4月27日から、一定の要件を満たした土地について法務大臣の承認がおりれば、土地管理費相当額の負担金を納付することにより土地を国庫に帰属させられる制度がスタートする。
- 私見では相続放棄申述の方がコストが低廉なため、相続したい財産が十分にあって相続放棄を選択することはできないが、土地だけは手放したいケースなどで利用されるのではないかと考えている。